

議案第10号

鳥取県石綿健康被害防止条例の一部改正について

次のとおり鳥取県石綿健康被害防止条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年9月18日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県石綿健康被害防止条例の一部を改正する条例

鳥取県石綿健康被害防止条例（平成17年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 | 正 | 後 | 改 | 正 | 前 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 吹付け石綿が使用された建築物等の管理（第6条）

第3章 解体等作業の事前調査（第6条の2—第6条の4）

第4章 石綿粉じん排出等作業等の規制（第7条—第10条）

第5章 雜則（第10条の2—第15条）

第6章 罰則（第16条—第19条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 略

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ
ぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 石綿粉じん排出等作業 石綿含有材料等が使用されている

(目的)

第1条 略

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ
ぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 石綿粉じん排出等作業 石綿含有材料等が使用されている

建築物等に係る解体等作業のうち、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）第2条第12項に規定する特定粉じん排出等作業に該当しないものをいう。

(6) 略

(事業者がとるべき措置等)

第4条 略

2 事業者は、規則で定めるところにより、石綿の粉じんを排出し、又は飛散させる作業を行う工場又は事業場の施設内及びこれらの敷地の境界線における大気中の石綿の粉じんの飛散の状況を調査し、その結果を記録するとともに、これを公表しなければならない。

3・4 略

(建築物等の所有者等がとるべき措置等)

第5条 略

2 学校、病院、百貨店、店舗、事務所、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物で多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なも

建築物等に係る解体等作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する石綿の粉じんが大気の汚染の原因となるものをいう。

(6) 略

(事業者がとるべき措置等)

第4条 略

2 事業者は、その工場、作業場又は事業場の施設内及びこれらの敷地の境界線における大気中の石綿の粉じんの飛散の状況を、規則で定めるところにより、定期的に調査し、その結果を記録するとともに、これを公表しなければならない。

3・4 略

(建築物等の所有者等がとるべき措置等)

第5条 略

のとして規則で定めるもの（多数の者が使用し、又は利用する部分に吹付け石綿が使用されているものに限る。以下「特定建築物等」という。）の所有者等は、規則で定めるところにより、当該特定建築物等における大気中の石綿の粉じんの飛散の状況を調査し、その結果を記録するとともに、これを公表しなければならない。

3 建築物等の所有者等は、第3条第1項の規定により県が実施する施策に協力しなければならない。

第2章 吹付け石綿が使用された建築物等の管理

第6条 特定建築物等の所有者等は、当該特定建築物等に使用されている吹付け石綿について、石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止する措置を講じなければならない。

2 所有者等は、第3条第1項の規定により県が実施する施策に協力しなければならない。

第6条 学校、病院、百貨店、店舗、事務所、共同住宅（賃貸の用に供されているものに限る。）等の用に供される相当程度の規模を有する建築物で多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして当該建築物の用途、延べ面積等により規則で定めるものの所有者等は、当該建築物のうち多数の者の利用に供する部分（以下「共用部分」という。）に吹付け石綿が使用されている場合にあっては、規則で定めるところにより、共用部分における大気中の石綿の粉じん

2 知事は、特定建築物等に使用されている吹付け石綿から石綿の粉じんが大気中に排出され、又は飛散するおそれがあると認めるときは、当該特定建築物等の所有者等に対し、期限を定めて、それらを防止する措置を講ずるよう勧告することができる。

3 略

第3章 解体等作業の事前調査

(事前調査の実施)

第6条の2 解体等作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）を施工しようとする者は、規則で定めるところにより、当該解体等工事に係る建築物等における石綿含有材料等の使用の有無について、あらかじめ目視、設計図書の確認、材料の分析等により調査し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

の飛散の状況を定期的に調査し、その結果を記録するとともに、これを公表しなければならない。

2 知事は、共用部分に吹付け石綿が使用されている場合において、吹付け石綿に使用されている石綿の粉じんが大気中に排出され、又は飛散するおそれがあると認めるときは、期限を定めて、所有者等に対してそれらを防止する措置を講ずるよう勧告することができる。

3 略

(事前調査)

第6条の2 解体等作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）を施工しようとする者は、あらかじめ、当該解体等工事に係る建築物等について、石綿含有材料等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならぬい。

2 解体等工事を施工しようとする者は、前項の規定による調査を

2 この条例の規定の適用については、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第3条第1項又は第2項の規定による調査は、前項の規定による調査とみなす。

(事前調査結果の報告)

第6条の3 略

(解体等作業の一時停止等)

第6条の4 知事は、第6条の2第1項の規定による記録の保存又は前条第1項の規定による報告を行わないで解体等工事が施工さ

行ったにもかかわらず、当該建築物等について石綿含有材料等の使用の有無が明らかとならなかつたときは、石綿含有材料等の使用の有無を当該建築物等の材料の分析により調査し、その結果を記録しておかなければならぬ。ただし、当該建築物等について、吹付け石綿が使用されていないことが明らかである場合において、他の石綿含有材料等が使用されているものとみなして、この条例及び大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）に規定する措置を講ずるときは、この限りでない。

3 解体等工事を施工しようとする者が石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第3条第1項又は第2項の規定による調査を行つた場合には、当該調査は、前2項の規定による調査とみなして、この条例の規定を適用する。

(事前調査結果の報告)

第6条の3 略

れでいると認めるときは、解体等工事を施工する者に対し、期限を定めて、解体等作業を一時停止し、第6条の2第1項の規定による調査の結果を知事に報告するよう勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないで解体等作業を行っているときは、期限を定めて、当該解体等作業を一時停止し、第6条の2第1項の規定による調査の結果を知事に報告するよう命ずることができる。
- 3 知事は、前2項の規定による勧告又は命令を受けた者が当該勧告又は命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

第4章 石綿粉じん排出等作業等の規制

(石綿粉じん排出等作業の実施の届出)

第7条 石綿の粉じんが大気中に排出され、又は飛散するおそれが高い石綿粉じん排出等作業として規則で定めるものを伴う建設工事（以下「届出対象工事」という。）を施工しようとする者は、石綿粉じん排出等作業の開始日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により石綿粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(石綿粉じん排出等作業の実施の届出)

第7条 石綿粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）を施工しようとする者は、石綿粉じん排出等作業の開始日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により石綿粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 略
- (2) 届出対象工事の場所
- (3)~(7) 略

2 前項ただし書の場合において、当該届出対象工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならぬ。

3・4 略

(基準遵守義務)

第7条の2 石綿粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）を施工する者は、当該石綿粉じん排出等作業について、飛散等防止基準を遵守しなければならない。

(石綿粉じん排出等作業に係る掲示)

第7条の3 略

2 略

3 前2項の規定は、法第18条の15第1項に規定する特定工事を施工する者について準用する。

- (1) 略

(2) 特定工事の場所

- (3)~(7) 略

2 前項ただし書の場合において、当該特定工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3・4 略

(基準遵守義務)

第7条の2 特定工事を施工する者は、当該特定工事における石綿粉じん排出等作業について、飛散等防止基準を遵守しなければならない。

(石綿粉じん排出等作業に係る掲示)

第7条の3 略

2 略

(処理予定量等の届出等)

第10条 第7条第1項若しくは第2項又は法第18条の15第1項若しくは第2項の規定による届出を行う者は、これらの届出に併せて、規則で定めるところにより、届出対象工事又は同条第1項に規定する特定工事に伴い廃棄物として処理される石綿含有材料等の種類、処理量及び処理の方法（処理を委託する場合にあっては、その相手方の名称、所在地等を含む。）を知事に届け出なければならない。

2 略

(通報)

第9条の2 県民その他の者は、石綿粉じん排出等作業が、第7条第1項若しくは第2項若しくは法第18条の15第1項若しくは第2項の規定による届出を行わず実施され、又は飛散等防止基準若しくは法第18条の14に規定する作業基準を遵守せず実施されていることを知ったときは、速やかに、その旨を知事に通報するよう努めるものとする。

(処理予定量等の届出等)

第10条 第7条第1項若しくは第2項又は法第18条の15第1項若しくは第2項の規定による届出を行う者は、これらの届出に併せて、規則で定めるところにより、石綿粉じん排出等作業により廃棄物として処理することとなる石綿含有材料等の種類、処理する量及び処理の方法（処理を委託する場合にあっては、その相手方の名称、所在地等を含む。）を知事に届け出なければならない。

2 略

第5章 雜則

(通報)

第10条の2 次に掲げる事実を知った者は、その旨を知事に通報することができる。

- (1) 第6条の2第1項の規定による調査の結果の記録の保存を行わないで解体等工事を施工していること。
- (2) 第6条の3第1項の規定による報告を行わないで報告対象工事を施工していること。
- (3) 第7条第1項又は法第18条の15第1項の規定による届出を行わないで届出対象工事又は同項に規定する特定工事を施工していること。
- (4) 飛散等防止基準を遵守せずに石綿粉じん排出等作業を実施し、又は法第18条の14に規定する作業基準を遵守せずに法第2条第12項に規定する特定粉じん排出等作業を実施していること。

(立入検査等)

第11条 知事は、法第26条第1項の規定に定めるところによるほ

(立入検査等)

第11条 知事は、法第26条第1項及び第2項の規定に定めるところ

か、次に掲げる場合には、建築物等の所有者等若しくは解体等工事を施工する者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、建築物等若しくは解体等工事の場所に立ち入り、その建築物等、書類その他の物件を検査させることができる。

(1) 次に掲げる報告等を受けた場合において、石綿の飛散等に伴う健康被害を防止するため必要があると認めるとき。

ア・イ 略

ウ 略

エ 前条の規定による通報

(2) 第6条第2項、第6条の4第1項、第7条第4項若しくは第8条第1項の規定による勧告又は第6条の4第2項若しくは第8条第2項の規定による命令を行うため必要があると認めるとき。

(3) 略

2・3 略

によるほか、次に掲げる場合には、所有者等若しくは解体等工事を施工する者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、所有者等が所有し、管理し、若しくは占有している建築物等若しくは解体等工事が行われている土地若しくは建築物等に立ち入り、その建築物等の管理若しくは工事の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(1) 次に掲げる報告等を受けた場合において、石綿の飛散等に伴う健康被害を防止するため必要があると認めるとき。

ア・イ 略

ウ 第9条の2の規定による通報

エ 略

(2) 第6条第2項、第7条第4項若しくは第8条第1項の規定による勧告、又は同条第2項の規定による命令を行うため必要があると認めるとき。

(3) 略

2・3 略

(弁明の機会の付与)

第13条 知事は、第6条第3項、第6条の4第3項又は第8条第3項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ第6条第2項、第6条の4第1項若しくは第8条第1項の規定による勧告又は第6条の4第2項若しくは第8条第2項の規定による命令を受けた者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(規則への委任)

第15条 略

第6章 罰則

第16条 略

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第6条の4第2項の規定による命令に違反した者

(適用除外)

第13条 第7条及び第8条の規定は、法第2条第12項に規定する特定粉じん排出等作業については、適用しない。

(規則への委任)

第15条 略

(罰則)

第16条 略

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(3) 略
(4) 略

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置)

2 略

(見直し)

3 略

(2) 略
(3) 略

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置)

2 略

(見直し)

3 略

(検討)

4 知事は、平成23年度末を目指として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県石綿健康被害防止条例の規定により行われた調査、報告、届出その他の行為は、改正後の鳥取県石綿健康被害防止条例の規定により行われる調査、報告、届出その他の行為とみなす。